介護予防サークルへの那覇市地域福祉基金事業補助金交付取扱規程

（趣旨）

第1条　この規程は、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱（平成24年12月20日施行。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱第２条第１項の介護予防サークル（以下「サークル」という。）と補助金交付対象事業の要件、審査会および実績報告の期限に関して必要な事項を定めるものとする。

（サークルの要件）

第2条　要綱第2条第1項第2号の対象団体は、那覇市地域包括支援センターが支援する団体のうち、地域で6カ月以上継続して介護予防に資する活動を実施する、又は実施する予定で新規に立ち上げるサークルとする。

（事業の要件）

第3条　那覇市地域福祉基金事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業は、次の要件の全てを満たすこと。

(1)　サークルが主催する自主的な活動であって、行政施策活動でないこと。

(2)　サークルの会員数は、8名以上とし、会則を定め、役員を選任すること。

(3)　1回の活動は1時間以上、年間12回以上とし、6カ月以上の活動実績があること。なお、新規立ち上げサークルにおいては、その実施計画があること。

(4)　他の公的補助を受ける事業でないこと。

　（審査会）

第4条　要綱第7条但し書きにより、ちゃーがんじゅう課内に審査会を設置する。

2　審査会は、課長、担当副参事（保健師）、包括支援グループ主幹で構成する。

3　審査会は、課長が主宰する。ただし、課長に事故があるとき又は課長が欠けたときは、担当副参事（保健師）が代理する。

4　審査会の庶務は、包括支援グループで処理する。

（実績報告の期限）

第5条　補助金の交付決定の通知を受けた者は、要綱第10条の実績報告書を、補助事業を完了、又は廃止した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

付　則

1　この規程は、平成25年1月28日から施行し、平成24年12月20日から適用する。

2　地域相談センターが育成した介護予防サークルへの那覇市地域福祉基金事業補助金交付取扱規程(平成19年8月1日施行)は廃止する。

付　則

この規程は、令和3年11月17日から施行し、令和3年11月17日から適用する。

付　則

この規程は、令和4年8月10日から施行する。

付　則

この規程は、令和5年4月24日から施行する。